

平成 2 7 年度 定期監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 様

通知年月日 平成 2 8 年 6 月 1 4 日

別海町長職務代理者 別海町副町長 佐 藤 次 春

定期監査実施期間 平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日から 1 2 月 1 日
結果報告書提出日 平成 2 8 年 1 月 2 1 日

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況
	【回答部署名】 検討又は改善の内容
（3）週休日の振替について 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条では、週休日に勤務を命じたときには、規則に定めた期間内に週休日を割り振ることができる」と規定されている。一方、別海町職員の給与に関する条例第 1 1 条第 4 項で、1 週間の正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すると規定されている。 従って勤務を命じた週休日と同一週内に週休日を割り振ることができないときは超過勤務手当を支給しなければならないが、このことを理解し割り振り又は手当を支給している部署は一部であった。 任命権者は週休日等に特に必要があり勤務を命ずるときは、これらの条例の趣旨を十分理解し、振替日の調整及び事務処理が適正に執行されるよう改善されたい。	【総務課】 週休日の振替等の取扱い注意事項について、時間外勤務の縮減と併せて、改めて通知しました。